

非常勤役員手当に関する規程

平成15年10月1日理事長決定

平成17年12月1日改正

平成18年4月1日改正

平成21年12月1日改正

平成24年3月1日改正

平成25年10月1日改正

平成27年4月1日改正

役員給与規程第13条の別に定める額は、次のとおりとする。

理事 日額20,000円

監事

東京勤務 月額203,600円

札幌勤務 月額179,300円

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日）

改正後のこの規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

改正後のこの規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日から引き続き役員である者については、当該役員の任期が終了するまでの間は、改定前の額によるものとする。

附 則（平成21年12月1日）

改正後のこの規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日）

改正後のこの規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日）

改正後のこの規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

改正後のこの規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日から引き続き役員である者については、当該役員の任期が終了するまでの間は、改定前の額によるものとする。